

老朽危険家屋などの解体・取り壊しに要する費用の一部を補助します！

— 幌延町空家等除却支援補助金 —

詳細はこちらから▶



町民の安全で安心な住環境や衛生環境を確保するため、町内にある老朽危険家屋などの除却（解体・取り壊し）に要する費用の一部を補助します。

○補助の内容

補助対象空き家などの除却に要する費用（同一の契約で行う場合は、その敷地の門や塀、樹木などを除却する費用や家財道具などの処分費用も対象になります。）に5分の4を乗じて得た額を補助します。（1,000円未満の端数は切り捨て）

○限度額

- ① 特定空き家など 200万円
- ② 上記以外の空き家など 100万円

※この補助事業は、令和8年3月31日をもって終了としていましたが、令和13年3月31日まで延長しました。

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

持ち家住宅の新築、改修および取得に要する費用を補助します！

— 幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金 —

定住人口の増加を図り、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的として、持家住宅の新築、改修および取得に要する費用を補助します。

○主な対象要件

- ・ 町内に住所を有する方、またはこれから居住しようとする方（個人）
- ・ 申請者自身が居住する住宅であること。
- ・ 公租公課に滞納がない方
- ・ 建設などに要する費用が100万円以上（税抜き）であること。（改修工事の場合は、50万円以上（税抜き））
- ・ 必要な資格などを有する者が施工すること など

○補助金額

- ・ 建設などに要する費用（税抜き）の20%以内
- ・ 補助金の限度額は次のとおりです。

施工内容	補助金限度額
新築	400万円(町外業者施工の場合320万円)
改修	200万円(町外業者施工の場合160万円)
取得	100万円

**定住促進持家住宅建設等奨励補助金の申請は、
工事着手前または取得前に申請する必要がありますのでご注意ください！**

お問い合わせ先:総務企画課 企画振興係 電話: 5-1114 告知端末機: 5-8814